

地球愛友好機構



地球は宝

全人類の故郷

ひとつの大家族

札幌大学名誉教授
平和福祉友好館長

金子 りきお Rikio KANEKO

はじめに (4)

地球愛友好機構憲章案 (9)

第1部 総則 (12)

- 第1章 目的および原則 — 友好、平和、福祉、協力 (12)
- 第2章 会員の加入と種類 — 広い門が個人、自治体、国家にも (13)
- 第3章 機関および決定 — 包括的、全分野的な諸機関 (14)
- 第4章 始期の暫定的規則 — 友好と観光に重点、市民が先頭に (17)

第2部 会長 (22)

- 第5章 会長 — 会長職は非独占的 (22)



非武装点検で友好を

第3部 総会 (23)

- 第6章 総会 - 古代オリンピックのように (23)

第4部 理事会 (24)

- 第7章 国家首脳理事会 — 事実上いくつかの関係が (24)
- 第8章 連帯理事会 — 地球全域が単一巨大選挙区 (25)
- 第9章 宗教倫理理事会 — 各宗派の協調と共通奥義の探究 (27)
- 第10章 議員理事会 — これも道の議員と市民が先頭に (28)
- 第11章 平和理事会 — あまねく平和を！ 平和地帯 (29)
- 第12章 友好理事会 — 友好と平和の地球化、地球愛友好祭 (31)
- 第13章 法務理事会 — 独善と暴力でなく、法治社会を (33)
- 第14章 領土境界理事会 — これは北海道が先頭でない (34)
- 日ロ平和条約の第2次金子私案 (35) ロシア人島民はどうなるか (40)

第15章	経済社会理事会	—	国家、自治体の公的活動	(45)
第16章	金融産業理事会	—	地球愛社連合が機構支援	(45)
第17条	人権擁護理事会	—	国際的性格の問題に限定	(47)
第18条	雇用労働理事会	—	失業はあつてならぬ	(48)
第19章	福祉医療理事会	—	幸福、おまえとならパンとねぎ	(48)
第20章	人道支援理事会	—	緊急時の世界的支援の確立を	(49)
第21章	通信運輸理事会	—	人、物の流れを調和的に	(50)
第22章	資源環境理事会	—	企業参加とボランティア活動	(50)
第23章	エネルギー理事会	—	多くの補完関係が北東アジアに	(51)
第24章	教育科学文化理事会	—	もっとも大衆的な交流	(51)
第25章	報道情報理事会	—	超民族主義の公正な報道へ	(52)
第26章	観光ホテル理事会	—	地球愛オアシス構想	(53)
	地球愛ホームステイ仲間	(54)	地球愛友好観光大使	(54)
第27章	スポーツ娯楽理事会	(55)	—	5-5ゲーム!! (58)
第28章	青少年理事会	—	生徒さえ北東ア機構会員	(57)

第5部 地球愛友好裁判所 (58)

第29章	地球愛友好裁判所	(58)
------	----------	------

第6部 事務局 (59)

第30章	事務局	(59)
------	-----	------

第7部 最終規定 (59)

むすびに (61)

は じ め に

大宇宙のなかの小さな地球



さらに微小でも、人は命ある限り旅する。

すみわたった**星空**をみていると、ほんとうに地球はめぐまれているとおもいます。この宇宙には、地球のような惑星がほかにあるのかもしれないが、無数の星のなかで、地球は宝以上のものであり、全人類のふるさとであり、

われら人類は、いわば壮大な大家族のようなものともいえるでしょう。

みあ
見上げてごらん 夜の星を
小さな星の 小さな光が
ささやかな幸せをうたってる
見上げてごらん 夜の星を
ボクらのように名もない星が
ささやかな幸せを祈っている

手をつなごう ボクと
おいかけよう 夢を
二人なら
苦しくなんかないさ

歌手：坂本 九、作詞：永 六輔ろくすけ

この九ちゃんの歌は、いまでも感動的だ。

より快適な地球共同体の発展のために、このような**地球号の安全運転**に注意をはらい、自己の利益だけを強調せず、相互尊重と互譲の精神に立脚し、世界の平和、福祉、友好、協力関係に寄与していきたいですね。

2011年3月11日、わが国は東日本大震災で前代未聞の大惨害をこうむりました。しかし、**国内外の人びとが協力**しあえば、あれほどの惨禍であっても、多少とも回復できるという希望がありましたし、今回のコロナ問題も全人类的な立場で協力しあわなければなりません。

わが国とわが国民が、もっとグローバルな見地にたち、核問題の解決や自然災害の予防のみならず、**真の世界平和、友好および世界の全面完全軍縮**のために寄与し、同時に東洋と西洋をむすびつけるような先導的役割をはたすことも、きわめて重要であるなどおもいますね。

外国人と日本の若者へ この本は、親や教師が、子供や生徒と共学し、また**外国人も日本人といっしょに勉強**しやすいように、なるべく平仮名をつかい、やさしく書きました。ご自分が、この本を読みながら、**国際関係の安定化**の方策を思索し、そのためのコミュニケーションもはかり、世界に通用する子供たちの育成に寄与していただければ幸いです。

筆者が若者に切望するのは、皆さんが世界中の若者との交流に関心があれば、その**友好の広場の創建**に積極的に取り組んでほしいことです。若い世代ほど、Line、Skype、ML、Face book、You-tube、ツイッター、メールマガジンなどがとくいですし、世界的ネットを樹立しましょう!!

民泊は、ご存じのように、とくに若者に利用され、ホテルとちがって、心のかよう交流ができますので、希望のひとつの ^{みなもと}源 になれますね。

さて、筆者はオホーツク共同体平和機構^{きこう}と北東アジア共同体平和機構の設立を先導し、2013年8月22日、前者の機構が後者の構成部分になる形態で、北東アジア共同体平和機構を設立しました。



北東アジアの範囲（北アジア+東アジア）——国連の定義による



地球愛友好機構 現在は、そのほかに地球愛友好機構を2020年に設立したいとおもっています。これらの国際機構は、ほぼ同じ100条の憲章をもっており、平和、福祉、友好、協力の緋色の紐帯^{ちゅうたい}でむすばれています。

これらの組織は、国連と同じように、主要機関として、**総会、各種理事会、裁判所、事務局**などをもっていますが、**国連より民主的性格**をおびています。国連は国家代表に限定されていますが、これら各機構では、国家のみならず、自治体、さらには個人でさえ、活動主体になることができます。というより、むしろ個人がきわめて大きな役割を演ずるでしょう。

1. 目的 これら機構の主要目的は、「**友好関係の促進**」、経済および生活水準の向上に寄与することなどです。**民間外交、文化交流、ホームステイ、Email、Skype、Line などによるネットTVなどがかなり重視**されています。

2. 原則 とりわけ「人種、性別、言語、宗教、その他の相違による差別なく、諸民族間の友好と真の恒久平和の強化に貢献する。」（憲章第2条）ということが重要ですね。

3. 友好関係推進の拠点＝平和福祉友好館 これら機構の憲章第53条は、

平和福祉友好館または**地球愛オアシス**が、世界各地に



設立されることを予定しており、その1号館は札幌の私の空き地に建設されました。（右の写真）



その後、ここでインターネットをとおしてテレビ中継で、ロシアの囲碁棋士らと歓談し対局を行なっただけでなく、モンゴルのプロ歌手による音楽のタベ、在札幌領事館の外交官による講演などを催しました。



2017年に、第2号館（左の写真）がオープンしましたので、もっと頻繁に諸民族間の相違にかかわらず、民間交流を行なえるようになりました。

観光で地球愛機構が世界をむすぶ 2013年8月22日、北東ア機構の第1回国際大会開催のさい、北東アジア祭に参加したロシア人(左の写真)、翌年6月8日に第2回国際大会の開催のとき、北東アジア地球祭に参加した



モンゴル人(前頁)、道民と囲碁の親善対局をおこなった韓国プロ棋士チュンポンジョーたちは、ホームステイしながら、1週間ほどの交流を満喫しましたね。これらホームステイは、双務的

でなく、片務的で機構側に大きな負担がかかったこともあり、財政難に直面しました。

地球愛社(正式名称は地球愛友好共同体株式会社) ボランティアで活動する北東ア機構も、地球愛機構も、財政が苦しくなるだろうことを予想して、2014年4月28日、私を代表取締役として設立しましたが、会社経営もなかなか楽でなく、数年後とても機構支援に利益を還元^{かんげん}できなくなりました。

おおくの仲間とクラブが誕生 この悪状況が多少とも改善したのは、わが国のホームステイの発展にとり民泊元年といわれた2016年からでした。どの家庭も、Airbnbなどの仲介会社をとおし、世界中の人びとを有料で自宅に泊める可能性があらわたのです。バンザイ!! 私は**地球ホームステイ仲間**を組織しましたよ。この仲間は急増し、いまや900名余にたちました。

と同時に、2017年6月9日に、住宅宿泊事業法が採択されたことをとおして、**地球愛社仲間、地球愛友好観光大使、地球オアシス推進仲間、地球愛友好機構仲間、地球愛友好道仲間**の組織化にも成功しました。これらの5つの集団は、重複しているばあいが多くて、それゆえ「**地球愛仲間**」と総称しています。2020年3月現在、この地球愛仲間も900名余です。

地球愛仲間は、地球愛友好機構が成立したときに、その会員になるという以外に、いまのところ何も規約のない集団です。この機構の憲章案によれば、地球愛とは、「全人類愛、さらに万物の生命をできるかぎり尊重し、地球にやさしいだけでなく、宇宙を美しく維持することををも意味する。」(第3条)

うれしいのは、これらの地球愛仲間は、たがいに名刺をインターネットで交換し、その電話番号、メールアドレス、Line等の個人情報をいつでも知ることができるまで信頼感がたかまったということです。

まず ML 会員から 地球愛仲間になるに、観光が共通項になる必要はないです。たとえば、「〇〇区地球愛仲間」「△△業地球愛仲間」などのように、さまざまな仲間があつてよいでしょう。

また域地球愛友好機構の会員になるには、地球愛仲間になることが条件ではありません。正会員への門は、一般的に個人と団体に開放され（もちろん国家と自治体も加入してほしいのですが）、役員でない会員は一般会員になり、準会員の年会費は格安、**なんらの義務もない ML 会員制**もあります。これは、e-mail のみ受信し、自分の好きな行事や会合だけに出席できるので、自治体でも議員でも個人でも、**まず ML 会員から始めてみてはどうでしょうか。**

機構の成員が、すべて ML 会員であるなら、その財政維持が困難ですので、意欲ある人士は、一般会員または特別会員となり、年会費を支払って機構の財政に寄与していただきたいですね。

主要機関 機構の主要機関としては、会長、総会、22 の理事会、地球愛友好裁判所、事務局などを設けることを予定しています。このような機構が全幅で活動するためには短期間では不可能で、そのため憲章案は暫定期間を設定しています。この暫定期間であっても「争いを停止し、機構のとくに**友好活動と観光分野に重点**がおかれなければならない。」（第11条）



♪ ♪ **ここで休憩、We are the World** ♪ ♪

by Michael Jackson and Lionel Richie, 和訳：金子利喜男

注：下記の英語の語句は、わたしの好きな語句を切り貼^はりしたもの

There comes a time when we heed a certain call, ある求めに心をとどめる時がくる

when the world must come together as one. 世界の人びとが共に1つとなるべき時が

We are all a part of God's great big family. 私たちはすべて神の壮大な大家族の一員だ

Love is all we need. 愛は私たちが必要とする全部なんだ。

We are the world, we are the children. 私たちは世界の仲間、そこで生まれた子供たち

すばらしい歌ですね!!

地球愛友好機構憲章案

前述の「はじめに」で、この機構の要点をのべましたが、より具体的には以下に機構の目的、諸原則、会長、総会、22の理事会、地球愛友好裁判所、事務局などの条文を提示します。

このような国際組織は、一挙に発展するものではありませんが、しかし、かなり地球がせまくなり、スピードも加速的になった21世紀は、良い心で現代技術を駆使すると、思わぬ良い結果を生むこともあるでしょう。地球愛仲間がその例で、私の平和福祉友好館に宿泊するお客は、インターネットをとおし、世界中から来館し、その多くがこの地球愛友好機構に参加する意向をもってきました。

そのような状況で、ともかく**地球愛友好機構を誕生させる諸要素**が、少しでも芽生えてきたことが重要であると筆者は考えています。

2013年8月22日、北東ア機構の設立準備総会が採択した同機構の憲章は、当日そのホームページ (<http://mopw.org>) で公開されていたものですが、今回公表する**地球愛友好機構憲章案**は、内容がほぼおなじで、両機構は親子みたいなものですね。



地球愛機構は、インターネットでは、当初「地球共同体友好機構」として発表されました。(<http://mopw.org/taihei-kensyou.html>) しかし、名称がなんか無機質で、かたいような感じでしたので、「愛」を入れ、以下のようなその第2次案を「地球愛友好機構憲章」(第2次案)として公表します。

凡例

1. 正式な憲章案は、着色、図表、イラストがないものです。
2. 青色の斜字の語句または文章は、筆者による憲章案の評釈です。

地球愛友好機構憲章（第2次案）

われら本憲章の賛同者は、

歴史が物語っているように、人類の社会は調和的な側面がありながらも、長年にわたり異質的かつ未組織で、争いがたえなかったことを想起し、

しかしながら、将来は地球共同体の多様性、それらの文化と伝統を相互に尊重しあい、諸民族間の相互理解と連帯を強化し、

基本的人権、人間の尊厳と価値、男女および大小各国の同権にかんする信念を確認し、同時に諸民族間の友好関係、およびわれらは人間であるという単なる事実による友情をも重視し、

正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重を維持することができる条件を促進し、

並びに、このために、

まずは寛容を実行し、かつ善良な隣人として、たがいに平和に生活し、人類社会を争いの場裏とするのではなく、それとはまったく逆に、光輝と繁栄の源となる平和、福祉、友好、協力関係にもとづくパートナーシップと互恵の精神が支配する場に変革するため努力し、

この地球社会において、「力の支配」でなく、「法の支配」の樹立に寄与し、その国際紛争をもっぱら平和的手段で解決することを促進し、

地球を平和地帯とすることにより、できるかぎり軍備縮小および軍事費削減を実行して、その削減分を平和部門の産業、とくに雇用と福祉に転用し、

地球の住民（地球民）のための経済的および社会的進歩に寄与し、それがその他の分野に平行的にさらなる累積的な好影響を与える新秩序を探究し、

地球上のもろもろの国際問題を審議し、必要であるなら、われらが提案を関係者に送付しつつ、

機構のさらなる発展にかんしては、

国際紛争の平和的解決制度のさらなる強化のみならず、それにともなう軍備縮小または撤廃をも諸国に求めつづけ、

人びとが、その多様性にかかわらず、恐怖心なしに生活し、相互に理解し尊敬しあい、よろこびながら協力しあう美しい地球愛共同体を理念として、

合理的な民族主義的利益のみならず、さらに全人類の利益をも尊重しつつ、われらの地球愛友好機構が、諸国家、自治体および個人と協力関係を格段にふかめていくことを促進し、

人種、国籍、宗教、政党等についての相違を超克し、われらの努力を結集することにより、上記の理念と目的を達成するため、本憲章に賛同した。

この機構には、なんらの義務を有さず、権利をば享有する ML 会員制度があるゆえ、まずは国家、自治体、個人は ML 会員から出発して、人類的課題の遂行に寄与していこうと呼びかける。

一言でいえば、前文は平和友好関係の強化をうたっています。暴力や「力の支配」でなく、「法の支配」の樹立に寄与しようとよびかけているのです。

この前文のなかには、国連憲章と同一の語句があり、これは地球愛機構が国連の目的および原則にそっていることをしめしていますが、地球愛機構は個人や自治体も会員になれることが、根本的な相違ですね。

地球愛機構が、その成立の初段階では、世界をむすびつける文化活動や観光分野等に重点をおいています。(第11条)

国連の目的と原則

地球愛友好機構の

目的と諸原則

1部 総則



第1章 目的および原則

第1条（目的） 地球愛友好機構（以下、機構または地球愛機構）の目的は、つぎのとおりである。

a. 人民の同権に基礎をおく友好関係の促進に寄与する。とくに民間団体と一般人の友好関係を人的交流、観光、ホームステイ、ML、メールマガジン、Skype、Line などをとおして促進する；

b. 平和の維持と紛争の平和的解決に寄与する；

c. 経済と生活水準の向上に寄与する。このため、経済の補完的關係、経済社会制度の改善、それに貢献する地球愛オアシスの育成などについて発案する；

d. 教育、科学、文化、スポーツ、その他の分野で交流を促進すること。

そのため、人の活力となり、共感をあたえ、民衆の希望と喜びの源となる人びとを支援する。

第2条（原則） この機構と会員は、つぎの原則にしたがい行動しなければならない。

1 人種、性別、言語、宗教、その他の相違による差別なく、諸民族間の友好と真の恒久平和の強化に貢献する。

2 われらが機構は、同一種の会員間の平等の原則に基礎をおいている。

3 会員は、この憲章上の義務を誠実に履行しなければならない。

4 会員は、その関係において、力による威嚇を慎まなければならない。

5 この機構は、関係国の国内管轄権内にある事項、および個人の権利内にある事項について干渉してならない。

6 **ML (Mailing List) 会員は、1票の投票権、機構で役員に立候補する権利、催事に参加する権利**などを有するが、国際法と国内法に由来する義務以外は、機構にたいし、なんらの義務をおかないものとする。

上記の目的と原則は、憲章前文と照らし合わせると、もう少し明確になる

でしょう。「原則」には、会員はボランティア活動を原則とするとの明文がありませんが、それは当然のこととして、総会で決定してもよいでしょう。

第3条（定義） 本憲章上、下記の言葉は、つぎのように定義する。

- a.地球愛とは、全人類を愛し、さらに**万物の生命をできるかぎり尊重し**、地球にやさしいだけでなく、宇宙を美しく維持することををも意味する。**地球愛機構の視野は、「万物の生命」と「宇宙」にもおよぶことに注目していただきたいです。宇宙までも軍事化することは、時代錯誤でしょう。**
- b.「オアシス」と「地球愛オアシス」とは、機構そのもの、ときには憲章の目的および原則にしたがって行動する大小の集団または共同体を含意し、それは**多様な人種または人びとの相違にかかわらず、たがいに人格を尊重しあい、協力しあうもの**と定義する。

同時に「共同体」もまた機構そのもの、ときに大小多様な「オアシス」または「地球愛オアシス」を意味するように使用されていますね。

第2章 会員の加入と種類

第4条（加入） 1 会員の地位は、平和愛好的な国家、自治体、その他の団体、および**個人に開放**されている。

2 国家は留保を提起できる。ただし、国家は連帯理事制の本質を変更してはならない。

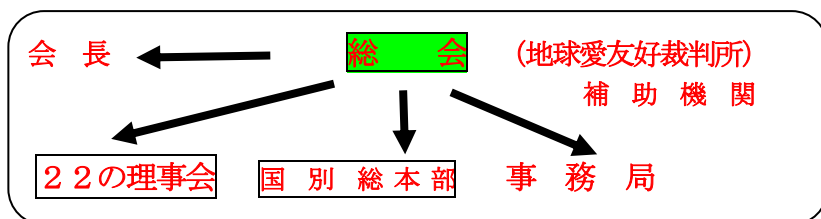
3 国家または自治体の首長の氏名のみならず、これらを地球愛友好機構の会員に勧誘することに成功した者の芳名も、われらが機構の貢献者として、憲章中および記録保管所にて銘記され、その後永久に讃えられる。

第5条（個人） 1 個人会員は、特別会員、一般会員、**準会員（すなわち、ML会員、協定会員および通信会員）**からなる。

2 特別会員とは、一般会員のなかから機構の役員として平等に選出された者をいう。**準会員は、年会費を払わず機構の活動に参加**できる。

- 3 暫定期間は、国家と自治体も、ML会員であることができる。
- 4 一般会員と準会員は、どの機関にも属さないこともできる。

第3章 機関および決定



第6条 (主要機関) 1 この機構の主要機関として、会長、総会、国家間理事会、連帯理事会、宗教倫理理事会、議員理事会、平和理事会、友好理事会、法務理事会、領土境界理事会、経済社会理事会、金融産業理事会、人権擁護理事会、雇用労働理事会、福祉医療理事会、人道支援理事会、通信運輸理事会、資源環境理事会、エネルギー理事会、教育科学文化理事会、報道情報理事会、観光ホテル理事会、スポーツ娯楽理事会、青少年理事会、その他の理事会、地球愛友好裁判所（その略称は裁判所）および事務局を設ける。

2 各理事会のもとに、その分野に関心をもつ会員のために、その部を設置する。名称は、「理事会」なしに、たとえば「青少年部」としてもよい。

3 総会のもとに、いくつかの地域的本部、親睦的性格の国別総本部、地方別本部、地区別支部を設置する。

南アジア本部のネパール設置は、ネパール地球愛友好機構の要望であり、またガーナの William Amoah 大使は、側同国にアフリカ本部の設置を望んでいる。国別総本部の役割も重要、これは当該国の会員の意見を集約でき、また国家首脳理事会へ元国家首脳を推薦する協議にも参加できるし、国別の総本部、地方別本部、地区別支



部は、その独立の地球愛社を設立し、社会に貢献することもできるでしょう。これらの部の役員になってもよいと今から名のついている人は、いまの段階では20名未満です。なかでも積極的に活動できそうな人は、パキスタンの弁護士ワヒード アフム (Waheed Aham) さんです。

第7条 (決定) 1 機構およびその会員の意思表示、総会、会議などは、インターネット、テレビジョン、eメール、ファクス等でも、行なうことができるものとする。

2 主要機関および他の補助機関の決定は、別段の定めがないかぎり、出席した会員の過半数の賛成により採択する。

第8条 (票数) 1 会員は、その種類により、別段の定めがないかぎり、審議と決定のさい、原則として、下記の票数を有する。

a. 加盟国、自治体、および自治体構成地区は、その人口比が考慮された下記のような投票権を有する。

i 80 票を有するのは、人口が10億人以上のばあい；

これには、中国とインドがはいりますね。インドの人口は13億余。

ii 70 票を有するのは、人口が1億から10億未満のばあい；

ここには、米国、インドネシア、ロシア、メキシコ、日本など。

iii 60 票を有するのは、人口が千万から1億未満のばあい；

これには、たとえば、エジプト、ドイツ、イラン、英仏伊など。

iv 50 票を有するのは、人口が100万から千万未満のばあい；



ここには、たとえば札幌市がはいる。2014年の人口は194万人。国家としては、スイス、オーストリア、モンゴル、コスタリカなど。

v 40 票を有するのは、人口が10万以上から100万未満のばあい；

これには、たとえば札幌市豊平区、フィジー共和国がはいります。

vi 30 票を有するのは、人口が1 万から10 万未満のばあい；

これには、ツバル、ナウル、パラオ、サンマリノ、ジブラルタルなど。

vii 20 票を有するのは、人口が千人から1 万未満のばあい；

これには、たとえば、バチカン、フォークランド諸島、セントヘレナなど。

viii 10 票を有するのは、人口が500 人から千人未満のばあい；

ix 5 票を有するのは、人口が5 0 0 人未満のばあい；

これには、世界の町村の無数の構成区域がはいるでしょう。

b. 80 票が、機構会長にあたえられる。

c. 40 票が、連帯理事にあたえられる。ただし、暫定期間中は5 票とする。

d. 30 票が、国会議員にあたえられる。

e. 20 票が、機構の主要機関の長にあたえられる。

f. 10 票が、自治体議会議員にあたえられる。

g. 5 票が、裁判官、弁護士、教授にあたえられる。

h. 団体は、その成員の比較を考慮した下記のような投票権を有する。

i 7 票を有するのは、1 0, 0 0 0 名以上の成員をもつ団体；

ii 5 票を有するのは、1, 0 0 0 名から1 0, 0 0 0 名未満の成員の団体；

iii 4 票を有するのは、1 0 0 名から1, 0 0 0 未満の成員をもつ団体；

iv 3 票を有するのは、1 0 名から1 0 0 名未満の成員をもつ団体；

v 2 票を有するのは、2 名から9 名までの成員をもつ団体。

i. 機構の一般会員も、準会員のなかのML 会員も、1 票の投票権を有する。

2 会員が賛否を表明しないかぎり、その代表者が受任者とみなされ、その会員の賛否は代表者の賛否と同一であるとする。

このような委任制は、棄権防止を目的としています。ML 会員は、地球愛機構の目的と原則は良いとわかっているが、多忙な生活のなかで、英文の読解

と吟味にさく時間がないこともあって、この委任制は好都合でしょう。

第9条（任期） 主要機関の成員の任期は5年とし、その5年後の主要機関の次期の長は、原則として**前任者の国籍と異なる会員**のなかから選出される。役員は、他の役職を兼任できる。

第4章 始期の暫定規則

第1節 憲章発効と暫定期間

第10条（発効） この憲章は、つぎの場合に発効できるものとする。

- a. 5以上の国家のなかから、10以上の自治体が会員候補となったとき
- b. 5以上の国家のなかから20名以上の議員、20か国のなかから200名以上の個人が機構の会員候補となったとき；
- c. **100か国以上の中から、1,000名が会員候補**となったときからの日。

第11条（友好的性格） 1 暫定的期間においては、古代オリンピックで、参加者が戦争を停止し競技を楽しんだような精神にそって、争いを停止し、機構のとくに**友好活動と観光分野に重点**がおかれなければならない。

2 会員の多様性、問題の短期的調整の困難さを考慮し、機構の実際の国際的な会合は、**友好親善と相互理解を促進する形態**をとり、国際的な意見の集約および意見の相違の調整は、日常的に電話、ファクス、インターネットなどでおこなうものとする。

3 いずれの場合でも、会員は感情的、独善的、人格否定的な言動をさけ、節度をもって相手の人格をも尊重しつつ、友好的かつ建設的な態度をとらなければならない。

4 国家代表が成員である理事会、民族感情を刺激することのある平和理事会と領土境界理事会、しばしば利害関係が衝突するある議員理事会、および妥協困難な事項が多く宿していることのある宗教理事会などでは、

理事の個別意見を公開せず、**審議に参加した理事名と審議結果のみを公開**することができるものとする。

第12条（憲章の準用） 1 憲章発効後に、ある主要機関が未成立で、また定数に達しなくとも、会長はこの憲章を準用しつつ、われらが機構を調和的かつ友好的に発展させる第1次的責任を負うものとする。

2 暫定期間において、第2部以下に定めている主要機関の構成人数は、その半数とし、憲章発効後の10年間は、特定の諸国家に役員数が比較的多くなることもできる。

第13条（総会） 1 第5回総会までは、**友好と観光活動を最優先課題**とし、役員は任期1年または2年で選出されることができるものとする。

2 第8条2項fの団体は、暫定期間は、2票だけを有するものとする。

第14条（会長） 1 会長は、機構の**調和的かつ友好的発展**を考慮しつつ、本条の第2項と第3項の権限、ならびに第22条の主要任務を遂行する。

2 会長は、次期総会まで有効な細則を定めることができる。

3 会長は、いずれの主要機関にも出席して発言でき、第8条の定める投票権を有する。主要機関の成員が投票権を行使しないとき、その代表者が代わって投票することができるものとする。

4 5年間内、同一国籍の会員が次期会長となることができる。会長は、同一国籍または異なる国籍の副会長を選任できる。

第15条（国家間理事会） 1 暫定期間において、国家首脳が理事になっていない国については、**元国家首脳、元首脳立候補者、現および元外務大臣、現および元外交官、ならびに連帯理事会の成員が理事**になることができ、またこれらの理事だけで理事会を開催できるものとする。

このような**理事制が、機構発展の突破口になるかもしれません。**

2. **現および元外務大臣、ならびに現および外交官は、国家元首が理事会の成員でない場合、それと同数の投票権を有する。**

3. 元国家首脳は、その国家の現首脳の有しうる投票数の 30%とする。

元国家首脳候補者は、その国家の現首脳の有しうる投票数の 20%とする。

レベロ レオさん (右の写真) は、2017 年のインド大統領選挙の立候補者であり、地球愛仲間になったので、国家首脳理事会最適かもしれませんね。 (<https://www.youtube.com/watch?v=yfTwpfirD73c>)



ジーザス ドミンゴさんは (左の写真)、フィリピンの大使で、仲間になりましたので、この理事会で頑張してほしいですね。

4. 一か国から 2 名以上の外交官が理事会のの成員となる場合、それぞれの追加成員は、所与の国家の基礎票を 20%増加し、その累積票はそれらの外交官のあいだで均等分される。

5. 暫定期間における理事会は、国籍の異なる 20 名の理事で構成され、国家間理事会部の全体会議が推薦する理事候補名簿を会長は尊重する。

6. 外交官は、報道情報理事会、地球愛友好裁判所および事務局を除く主要機関の成員またはオブザーバーになることができる。

7 暫定期間における理事会の最大の任務は、**民族間の友好および平和の促進**に寄与し、それに関して関係者に提案することである。

8 この理事会のもとに、主として退役外交によって構成され、ただしそれ自体の提案権を有する事務局が設置される。

第 2 節 連帯理事会と議員理事会

連帯理事は、国際的な単一の大選挙区から理事がえらばれる制度です。

第16条（国際組織の大使） 1 国際連合およびその他の国際機関の外交官、ならびに ELFO 会長によって任命される ELA 連帯大使および ELA-平和大使は、連帯理事会の会員にならなければならない。

2 必要であるなら、以下の条項に規定されているように、暫定期間の初期に連帯理事の選挙を行うものとする。

第17条（総則） 1 暫定期間の初期の連帯理事選挙は、とくに**諸民族間の友好と連帯の促進**を目的にして実施される。

2 国会議員と議員部の成員だけでなく、**18歳以上のすべての会員が選挙人と被選挙人**になることができ、連帯理事の選挙では、選挙人は第8条の定める投票数を有する。

3 被選挙人については、第36条を準用する。連帯理事の立候補者の機会均等を多くするため、本人からの申し出があれば、25歳未満の立候補者および一定数の立候補者は、当選後は年会費を免除する。

第18条（始期の選挙） 1 第1回と第2回の連帯理事の選挙は、総会でおこなうことができる。

2 連帯理事の選挙は、2040年まで簡易に施行できる。

3 加盟国が5か国以下のとき、各加盟国の50名の国会議員が選挙人として追加され、これら**加盟国地域を単一選挙区**として選挙を実施する。

このようなことが、**いったい実現可能なものかと、いぶかる読者がいるかもしれないが、インターネットを駆使するなら、実現不可能なことはない。**このための予算なんて、**1億円もかからないでしょう。インターネット上で実施するからです。**

4 暫定期間の始期では、立候補の諸要件は緩和される。ただし、その緩和は諸民族間の友好と連帯を害してならない。

5 各国の**上位投票獲得者25名**が、当選者として公表される。ただし、総会決議で、諸国の人口比を勘案した当選者を上記25名に上積みできる。

次頁の写真の**人士をふくむ8名とロシア人学生1名が、2014年6月8日、北東ア機構の総会で連帯理事に選ばれました。彼ら彼女らは、地球愛機構においても、連帯理事に立候補するでしょう。すでに立候補者になる用意のある人士は、下記のとおり。**



K. ナジエフタ



鈴木俊雄



滝田春菜



とりこし浩一



K. アレクサンドル



筆者:りきお

クタショフ アレクサンドル氏のご見解

21 世紀が始まってから、まだそれほど間もありませんが、よくみると、世界はその劇的な変化の水ぎわにたっています。すなわち、いま世界経済・政治システムは、つぎつぎと生起する問題を解決することができず、世界をどんどん複雑化していく課題に対処できない状況にあることが明らかです。

従来の制度が対応してきたのは、ほかの国家と比較的つながりをもたない割拠的な、独自の発展をしていたような世界でした。今わたしたちの文明で必要であるのは質的な変化です。あたかも**成虫になろうとする蛹のごとく、大きく変化するのか、あるいは減じるのか**という岐路にたたされているのです。ですから、今まさに新たな考えを模索し、新しい道を歩みだす時にきています。

基本的には時代の要請に呼应しつつ、時には過去の思想を一例えば崩壊や分離という道一を修正することができます。これにより、あらたな可能性を切り開くこともできるでしょう。さまざまな

国家、民族の共存のルールを培いながら、ひとつの家族としての全人類にとっての新たな展望をひらき、発展の可能性を拡大していきます。[…中略…]もしこの道のりに**優しさと忍耐と不屈の心**をそえていけば、きっと成功にた



どりつくでしょう。

そうですね。サーシャさん。

第19条（連帯理事会の代行） 1 議員理事会は、連帯理事会が不完全のあいだに、第38条に定められている任務を代行することができる。

2 現議員だけでなく元議員も、議員部の成員になることができる。

第20条（暫定期間の終了） 1 この第4章「始期の暫定規則」は、機構が発展するにしたがって、部分的または全面的に廃止することができる。

2 つぎの第5章以下が、機構の**本格的な形態**として規定する。

ともあれ、暫定期間において、地球愛友好機構の誕生後、赤子のよう呼吸し、か弱い手足を動かせるなら、まずは成功とみてよいでしょう。

その後も、地球愛仲間も増加し、

他の人士も機構に参加するでしょうが、暫定期間の大きな焦点は、いつ自治体、元国家首脳が機構に参加するかです。大国の利己的な行動に不満な小国、ミニ国家等は、
多少とも私たちの地球愛機構に注目するでしょう。大国であっても、地球愛機構との一定の協力関係が期待されます。

平和福祉友好館、または地球オアシスの開設については、それが万民的、全人類的な性格をおびていることもあって、多くの国家は一定の関心をもっていくでしょう。無関心でいると、その当地で自国の利益や存在感をうしなうからです。

桜はすぐ満開するのではなく、寒さにたえた後、おぞおずと芽を吹き出し、



一分咲きから2分咲きにすすみ、ついに満開になります。地球愛友好機構も、紆余曲折しながらも、そのような成長過程をあゆむことを期待しています。次頁以下が、機構の「本格的形態」と規定され、理事会の定数は、暫定期間の人数の2倍になっています。

第2部 会長

第5章 会長

第21条（選挙） 1 すべての会員は、会長候補になることができ、会員の種類によって、第8条で定められているように、異なる投票数を有する。

北東アジア共同体のひとつの隘路^{あいろ}は、自分みずから会長になりたいと思う人がなかなか出現しないことですが、ひろく世界に人材をもとめるならば、それだけ心あたりの人が多くなるでしょう。

2 第1副会長と他の副会長は、同一の国籍であってはならず、会長から要請があるときにのみ会長を補佐する。

第22条（主要任務） 1. 会長の最大の任務は、諸民族の多様な相違にかかわらず、その友好関係、ひいては平和的關係の促進に寄与することである。

地球愛友好祭は、地球愛友好祭協会が主催するにせよ、同協会が地球愛友好機構により設立されることもあって、この世界的な祭に会長はかなりの時間をさくでしょう。

2 会長の主要任務は、機構を代表すること；副会長、その他の役員を任命すること；事務を関係機関と部署にわりあてること；条約案、規則案、提案、および他の重要文書の案文を作成するよう関係機関に要請すること、または同文書の会長案を提示することなどである。

3 みずからの判断で、会長は**会長声明**を公表でき、主要機関の各長は、会長の承認をえて、長の名において声明を公表することができる。

とくに緊急事態のさい、**機敏に会長声明を発表することが求められよう。**

第3部 総会

第6章 総会

第23条 (構成) 総会は、加盟国、加盟自治体、および第5条の定める個人会員からなる。ただし、**準会員のなかでは、ML会員だけが投票権を有する。**

第24条 (任務) 1 総会の主要任務には、つぎの事項をふくむものとする。

- a. 真の恒久的な世界平和と民族友好の道を探究し、関係者に提案する。
- b. 国際的性格の紛争につき**調停者になることができる。**
- c. 条約素案を検討し、関係国および他の会員に提示する。
- d. この機構の予算を審議し決定する。

2 総会は、憲章の範囲内の問題にかんして、関係者に提案できる。

「提案」「提示」することであり、それより語感の強い「勧告」でもない。

第25条 (決定と重要問題) 1 総会の決定は、過半数の賛成により採択される。ただし、重要問題にかんする総会の決定は、出席しかつ投票する会員の3分の2の多数票によっておこなわれる。

2 前条の重要問題は、会長と世界友好裁判所の判事の選挙；機構からの加盟国と自治体の除名および**関係国への提案**；平和理事会決定の再審議；予算および決算の承認；憲章改正および総会が追加する他の事項である。

第26条 (平和問題) 総会は、**平和と安全維持に関する協力の一般原則を、軍備縮小と軍備規制を律する諸原則もふくめて審議し、提案できる。**

第27条（議長） 議長は、総会によって、連帯理事会のなかから選出され、国際関係につき、会長の同意をえて、**議長声明**を發表することができる。

第4部 理事会

第7章 国家間理事会

第28条（総会との諸関係） 1 手続事項と機構による調停以外は、国家首脳理事会は、その同意なく総会の決定に拘束されることはないものとする。

2 憲章の範囲内の事項について、関係国間または政府間に合意があるばあいには、それを総会は尊重しなければならない。

第29条（構成） 理事会は、加盟国首脳と10名の連帯理事で構成される。加盟国首脳がますにつれ、連帯理事数をも増加することができる。

第30条（元国家首脳） 国家首脳が理事になっていない国については、その国別総本部と会長との協議により、元国家首脳が理事になることができる。
これなら、国家首脳理事会の成立可能性が高まるでしょうね

第31条（原則） 理事会の原則は、つぎのとおりである。

- a. 全世界共通の利益を害せず、共同体の**平和、福祉、友好および協力**関係を促進しようとする精神を共有し、合意できるものを優先する。
- b. 過去の事実の議論よりは、将来われらが関係諸民族に**希望と活力を与えるような合意**に努力しなければならない。

第32条（任務） 理事会の任務は、つぎのとおりである。

- a. 本憲章の範囲内の事項を討議し、この種の問題または事項について、機構内外の関係者に提案する。

- b. 加盟国を法的に拘束する**条約案**およびその他の文書案を策定する。
- c. 未加盟国と自治体にたいし、機構に加入するよう呼びかける。

第33条(会議) 外務相会議、財務相会議および連帯理事会は常設とする。

第8章 連帯理事会

第34条(全地球単一選挙区) この機構が、国益

だけでなく、**地球全体の公的な利益**も代表する

ことができることを確保するため、連帯理事の

選挙につき、機構は**全地球単一選挙区**の導入に努

力しなければならない。ただし、状況により大中小の国際的選挙区を設定することもできる。



第35条(選挙人) 1 選挙人は、各国の国会が指名する50名の国会議員、および総会の成員とする。**準会員のなかでは、LM会員のみ投票できる。**

このように、ML会員は、国政選挙での国民と似たような感じですね

2 総会は、記名投票を導入することができる。

第36条(当選者) 1 各国からは、18歳以上で国別人口比を考慮した数の連帯理事が選出される。この人口比の区分は、下記の4群とする。

群	人口	国ごとの当選枠
A	人口100万未満の国	1名
B	100万以上、1億未満	2名
C	人口1億以上、10億未満	3名
D	人口10億以上の国	4名

このような4区分では、多くとも250名ほどの連帯理事会となって、この理事会は、国内の国会に少しにているので、この4区分が適切なもののひとつでしょう。ちなみに、筆者は第8条にもとづく8区分で1名づつ増加

する方式を試算したところ、800名以上の連帯理事の当選枠となりました。

立候補者を18歳以上としたのは、とくに大学生が同一の教室のおかれた状況を勘案したことに起因しています。たとえば、教育的観点から講義室で教員が学生の連帯理事に言及したとき、多くの学生が関心をもつでしょう。

2 連帯理事の立候補は、つぎの要件を満たしていなければならない。

- a. 民族間の友好、平和、連帯関係に寄与するとの宣誓を行なうこと。
- b. 自己の国籍以外の国籍が異なる3名以上から推薦があること。
- c. 機構のホームページで、自己の政見を表明すること。

3 獲得投票数の多い者が各関係国から選出される。

第37条 (構成) 1 理事会は、5名の国家代表を含む230名～250名の連帯理事からなる。

2 副理事長は、理事長と同一の国籍であってはならない。

これらの規則も、できるだけ多くの民族に機会をあたえるためのものです。

第38条 (任務) 理事会は、諸民族間の友好、平和、連帯を維持するために、**地球全体の共通利益**を代表し、下記の主要任務を有する。

- a. **地球全体の共通利益を探究し、その結果につき総会に報告または提案する。**
- b. 機構内の機関に連帯理事を配属し、また同機構外の団体または個人が連帯理事を必要とするときは、そこに派遣する。

国家首脳理事会にさえ、連帯理事は在席でき(第29条)、ほかの理事会にも配属が予定されているのは、地球愛共同体の利益をも重視しているからです。事務局にも、連帯理事会が配属されるという明文(第93条)がありますが、他方、地球愛友好裁判所にも連帯理事が配属されるとの条項はありません。

連帯理事は、わかりやすくいえば、国会議員にもなぞらえることができますので、より「3権分立」的な色彩をたもとうとするならば、この裁判所に連帯理事を配属しないほうが、より良いとおもわれますね。

第9章 宗教倫理理事会

かけがえのない地球社会で、和、敬、愛、善、美の心で精神を涵養しつつ、人の心を救済し、他者、さらには万物との関係でも多元的な調和をはかる。

第39条（構成） 理事会は、5名の国家代表、5名の連帯理事、および各宗教を代表する19名の宗教家と4名の宗教研究家、計33名からなる。

ということは、機構誕生後の暫定期間では、理事会の構成員はこの28名の半数とされているから（第12条）、暫定期間の宗教理事会は、14名からなります。さらに、暫定期間の宗教倫理理事会の任務は、下記のようなものと同一であると提示しています。（他の理事会も、同様です。）

第40条（任務） 理事会は、全人類の立場で、下記の主要任務を履行する。

- a. 住民が、宗派と国境を超え、たがいに理解し敬愛し、さらに交歓できるよう配慮し、慈愛、寛容、思いやりの心で、人びとが幸福で安寧な人生をおくれるような哲理を探究する。
- b. 人びとが、死別、惨事、悔恨などの不幸で苦悩しているときには、国籍を問わず、そのような人びとの苦悩を和らげる方法を提示し、戦争犠牲者、異郷で埋葬された故人らの供養にも寄与する。
- c. 機構の会員が、できるだけ一致協力しつつ、われらが共同体を発展させることができるように、会員を精神的に支え、鼓舞し、その活力、喜び、および希望のひとつの源となる。
- d. 宗教と倫理、その他の規範から抽出される教義または奥義を探究し、それらが今後の地球社会に適合するような成文化を奨励し、同時に、万人に分かりやすく簡易な倫理規範の定式化をも促進する。

このような成文化は、もろもろの宗教との関係で共存できる多元主義に立脚するよう望みます。この成文化は、多様な形式をとってもよいでしょう：たとえば、宗教的な教典化、宗教性の少ない地球愛道、児童用の平易なもの。

地球愛道 この着想を初めて発信したのは、2019年7月27日であり、その電文のなかで地球愛仲間に、「さて、皆さんに精神的に重要な言葉をお送りします。

和、敬、愛、善、美

これらの言葉を皆さんに送ったのは、いま地球愛友好機構憲章（案）第9章を和文英訳したばかりだからです。」と花束に代えて記した。「Earth-Loving Associate」というメールマガジンの9号（翌月19日）では、これらに下記のむね言及している：（わずかな追加語句もある）

地球愛道5理念

地球愛道について、つぎのように私の構想または原則を提示します。

1. 地球愛道は宗教でなく、それはむしろ一般的な性格の倫理、道德、生き方に関係するものである。
2. 地球愛道は、相対的なものであって、絶対的な性格のものでなく、多面的な生き方に応じて、多彩的な様相をもつことができる。

日本には、いく種かの**道**〔do〕があります。

ご存知のように、柔**道**、剣**道**、茶**道**、華**道**、武士**道**。これらの**道**は、宗教ではないが、深く心身の善良で美しい作法に関係しています。皆さんと将来の宗教倫理理事会に提案したいのは、地球愛道のスローガンの主要理念をとりわけ下記のようなものにしたい、ということです。すなわち、

Harmony Respect Love Goodness Beauty
和〔wa〕 敬〔kei〕 愛〔ai〕 善〔zen〕 美〔bi〕

和は、日本語では、調和、友好、平和などを含意する。「和をもって貴しとする」とは、604年の日本の17条憲法の有名な条文です。

敬は、団体や国家さえ含む他者の個性（personality）の尊重、尊敬を意味する。もし人びと、団体、国家が、それぞれ尊敬しあうのであれば、重大な問題はないでしょう。和と敬は、16世紀開基の茶道の本質的なものです。

愛は愛情を意味し、地球愛道のもっとも中心的概念であり、それは人びとだけでなく、人類、その他の生物、自然にたいしてもあたえられる。地球愛友好機構憲章（案）は、つぎのようにさだめています：

地球愛とは、全人類を愛し、さらに**万物の生命をできるかぎり尊重**し、地球にやさしいだけでなく、宇宙を美しく維持することをも意味する。

善と**美**は、古代ギリシア時代、高く評価された真、善、美のなかから2つえらんだものです。多くの読者は、この本質的なもの2つを地球愛道5理念とすることに賛成するとおもいますね。

しかし、ある地域や個人間では、**和**または**敬**よりは、たとえば「協力」の必要性が高いとみられる場合があるかもしれません。それは、そのように代えてもよく、あるいは「協力」を加えて、地球愛6徳としてもよいでしょう。「多面的な生き方に応じて、多彩的な様相をもつことができる。」（前頁）といったのは、そのような柔軟性をも含意しています。

地球愛道5理念の定式は20か国語に翻訳され、それをポスターのかたで、私の宿泊所などのあちこちに掲示し、宿泊人にプレゼントし、「Earth-Loving Associate」のメールマガジンで、9号以降もときおり言及してきましたので、地球愛仲間のあいだでは、多少とも知られているでしょう。それと同時に、地球愛道5心^{こころ}、地球愛道5祈願も提示しましたが、それらを少し修正して、今回つぎのように提示します。

地球愛道5心 **親切、感謝、配慮、反省、許し**、
ここで**許し**（または**優恕**）は、寛大な心で許し、とがめないこと意味する。人間を救うに、そのような道をあゆむべきことを強調したのです。

地球愛道5祈願 **幸福、健康、喜び、安全、平安**、
自他のため、以上15の言葉を心のなかで言えるだけでも、立派ですね。

なお、地球愛道からは地球愛友好機構を**友好、平和、連帯、公正、協力**というプリズムをとおして支援することにしたいですね。

第10章 議員理事会

第41条（選挙） 議員理事会の理事候補者は、自己の政見を事前に機構のサイトで公開し、自己を支援する推薦者を公表しておかなければならない。

第42条（構成） 議員理事会は、5名の国家代表、国会議員である10名の連帯理事、多国間議会連盟の会員である5名の国会議員、友好議員連盟会員の6名からなる。

第43条（任務） 1 議員は、過去の事実の議論よりは、むしろ将来われら国民に希望と活力をあたえるような合意達成に努力し、異なる方針と立場の相違を強調せずに、**超党派のかつ友好的な接近過程**のなかで成果をえるよう試みなければならない。



2 議員理事会は、諸民族間の友好、相互理解、の恒久平和を促進するため、下記の主要任務有する。

- a. まず第1に、議員部員間の相互理解と友好関係を促進する。
- a. **政治的および他の分野のグローバルな協力関係を促進する。**
- b. 住民、自治体、国家首脳らへ機構の加入または協力を呼びかける。
- c. グローバルな性格の要望を受理し、それについて提案を公表する。

第44条（議員部） 1 理事会下の議員部には、現議員のみならず、元議員も参加できるものとする。現および元議員候補者は、オブザーバー

として、参加することができる。

2 主要機関に対応する各種委員会は、その主要機関の正常な発展に寄与しなければならない。

第11章 平和理事会 あまねく真の恒久平和を!!

第45条（構成） 平和理事会は、6か国の各代表、15名の連帯理事、計22名で構成される。

第46条（主要任務） 理事会は、下記の主要任務を有する。

1 本機構による**提案または調停等の迅速な平和的行動**を確保するため、会員は機構の平和と安全の維持にかんする主要な責任を、この機構内では、平和理事会に負わせるものとし、かつ、理事会がこの責任にもとづく義務を果たし、会員に代わって行動することに同意する。

2 人的および経済的資源を軍備のため転用することを最も少なくし、平和および安全の維持を促進する目的で、**軍備規制の方式を確立するため、関係国に提出される計画を作成し**、それを総会に提出しなければならない。
前項と同じく、これも国連憲章の規定とにしています。

3 真の平和を促進するために、つぎの**平和教育**と催事を実施する。

- a. 戦争が制限され、禁止されるようになった歴史の学習。
- b. 対立的な地域が組織的な平和地帯になる意義の教育。
- c. 平和にかんする他のさまざまな催事の促進。

4 私人間と家庭内の暴力、**少年間のいじめの問題解決**にも寄与する。

第47条（平和地帯） 1 連帯理事会は、対立的な地域を一変して、それを平和地帯とすることに寄与する。

2 加盟国は、つぎの行動をこの平和地帯で慎まなければならない。

- a. 加盟国にたいする先制攻撃。
- b. 相手締約国内の目的を標的とするミサイル兵器のセット。
- c. 無防備宣言自治体にたいする軍事行動。

第48条（平和的解決の義務） 1 いかなる紛争でも、その継続が共同体の平和、安全および友好関係の維持を危うくする恐れのあるものについて、**その当事者は早期に平和的手段による解決**を求めなければならない。

これが適用されるのは、共同体内の紛争だけでなく、「いかなる紛争」にも関係します。また加盟国間だけでなく、たとえば、非加盟国内で多くのML会員が戦争や紛争の犠牲になっているようなときも、そうでしょう。

2 紛争当事者は、まず第1に、交渉によって紛争を解決するよう努力しなければならない。**この憲章の加入から20年以内に交渉で紛争を解決できないばあい、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、その他当事者がえらぶ平和的手段のいずれかを利用することは義務であるものとする。**

とくに国際紛争は、長年にわたって未解決なものが少なくありませんね。紛争当事者が独善的で、非妥協的なことがまれでないからです。このような状況をさけるため、この第2項を提示しました。



♪♪ここで少し休憩、ジョン・レノンのImagine（訳は金子利喜男）♪♪

You may say I'm a dreamer わたしを夢想家だというかもね

But I'm not the only one でもわたし一人だけではないんだ

I hope someday you'll join us あなたがいつか私たちに加わってほしいね

And the world will be as one そうなら世界はひとつになるだろう

この歌に感動! わたしは大学時代からいままでに、何回この歌をきき、

何回うたったであろうか。また歌詞の内容がかなり小生の心をゆさぶるので、
ときたま咽^{のど}がつまったりするほどです。

地球愛友好祭では、どこかのグループがぜひこの歌を歌ってほしいですね。

第12章 友好理事会

地上にまくべきは、にくしみ、対立の種でなく、平和と友好の種です。

第49条 (目的) 友好理事会の主要目的は、人種、国籍、性別、言語、宗教、体制などの差異にかかわらず、われわれは人間であるという単なる事実による友情を重視しつつ、諸民族間の友好を促進することである。

第50条 (構成) 友好理事会は、5名の国家代表、6名の連帯理事、35の国際的友好団体の代表者で構成される。

第51条 (主要任務) 理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 友好団体の諸関係の強化、包括的な友好自治体連盟、友好大学連盟、友好民間団体連盟、友好学校連盟、他の友好団体連盟の発展に寄与する。
- b. 地球愛友好祭協会を設立し、その主催による定期的な地球愛友好祭を支援する。地球愛友好祭は、世界中の老若男女も、プロもアマも出演できるよう門戸をひろく開放しなければならない。

この協会は公私の協力、PPP (Public, Private Partnership)で運営することが望ましいでしょうね。というのも、公的セクターの国家と自治体は、すでに大きな文化施設やスポーツ施設を保有しているからです。

地球愛友好祭じたいが、一大イベントになるためには、地球愛友好機構も、最大限これに協力しなければなりません。とりわけ、協力できそうなのは：

1. この祭について、地球愛友好機構の国別総本部が宣伝で協力する；
2. 資本の誘致、または文化スポーツ団体の誘致のさいに協力する；
3. 地球愛仲間が、この祭に出演しながら、ボランティアで活動する等々。

c. 観光、ホームステイ、テレビブリッジ、スカイプ、ライン、ML等の交流をとおり、インターネットを駆使して、相互理解と友好関係を促進する。

第52条（地球愛仲間） 機構は、宿泊施設を利用するお客が、「地球愛友好観光大使」となって、かつ諸国の地球愛社を支援する「地球愛社仲間」にもなる者を「地球愛仲間」として任命する。

地球愛仲間には若者が多く、たとえば中国の張^{つあんやんやん}衍燕さんもそのひとりで、彼女は、「それは良い団体だとおもいます。私たちの地球は平和を必要とし、私たちはすべてパートナーです。私たちの皮膚の色、目の色、髪の色は同じでないが、心の言語をとおして、うまくいくこともできます。中国の往時の詩に“四海之内、皆兄弟也”というのがあり、それは地球を越える私たちの友情は、人種の区別を超えるということを意味しています。」と書いています。

第53条（地球愛オアシスと平和福祉友好館） 1 加盟国は、その出資比率にかかわらず、友好自治体または他の主体が管理運営できる**包括的機能の平和福祉友好館または地球愛オアシス**が、関係国内で設立されることを奨励する。

2 この機構の会員は、独自にまたは自治体、その他の出資者とも協力しあって、個別的または包括的な平和福祉友好館または地球愛オアシスを

どこでも開設することができる。

左の写真の会館は、この条項にしたがい筆者が開設した平和福祉友好館ですが、この会館の利用者、宿泊客らは、ほとんどこのこと



を知っていないにしても、この会館で多数の地球愛仲間がつぎつぎと
札幌市西岡の平和福祉友好館 誕生しているのですね。

第13章 法務理事会

現代の国際社会が、かなり進歩したものであるとみるなら、それはかなり現実を無視した見方となるでしょう。筆者は、まったく逆の見解で、じつは国際社会は、弱肉強食の原始的な性格を宿しているジャングルのようです。

考えてみましょう。国内社会では、為政者は法を守れといいます。それは当然です。そうでなければ、国内社会はヤクザが闊歩^{かつぽ}するようなものになる。ところが、国際社会に国際法はあるのですが、諸国の国会も政府も、「さー、皆さん、国際法治社会を樹立して、法的な問題がからむ国際紛争については、交渉や調停などで解決できないならば、国際裁判所（たとえば、国連の国際司法裁判所、ICJ）で紛争を解決してもらいましょう」などとは、世界のほぼ3分の2の国家がいわないのです。しかも、米ソ中などをふくむ大小の諸国です。

ある国家が、他国を訴追しようとしても、現代の国際法では、両者に出廷義務の合意がないなら、被告国家が出廷する義務がないのです。地球社会の司法制度の改善は当然で、そのためにも、下記のような理事会を提示します。

第54条（構成） 理事会は、10名の連帯理事、10名の国家代表、6名の大学教授、4名の弁護士で構成される。

第55条（任務） 理事会は、この地球社会において「力の支配」でなく、「法の支配」の樹立に寄与するため、つぎの主要任務を有する。

- 総会に提示すべき議題を決定し、そのための具体案を作成すること。
- 国際法だけでなく、国内法上の紛争解決にも資する機構の制度を考案すること。
- 地球社会の発展にともなう現行諸条約の



条文改正の研究を発表すること。

d. 地球愛友好裁判所の**事実調査委員会**の委員を推薦すること。

第14章 領土境界理事会

ナターリア：わたしは、あんな原っぱなんか、どうでもいいのよ。あそこは全部で5町部だし、それにどうみても、300ルーブルの価値しかないですが、けれど不正なことは、わたしをむかつかせるのよ。・・・

ローモフ：・・・あなたの おとうさんの おじいさんの百姓たちが・・・

ナターリア：おじいさんだの、おばあさんだの、おばさんだのって、・・・

(チェホフの「結婚申込」、**気の強いところは、紛争国とにているね。**)

第56条 (原則) 1 理事会は、領土境界紛争にか

んし、紛争当事者が双方とも等しく満足するような解決方法を見出すよう努力しなければならない

い。**喧嘩するな! 理性の道を!!**これは、なみたいでないが、そのように努力しましょう。



2 領土境界問題は、国家の尊厳と民族的または個人的感情に痛烈にふれることがあるため、すべて会員は、過激な感情的言辞をさしひかえなければならない。

3 理事会は、係争地の帰属について、**紛争発生前の事実を重視し、紛争発生後は係争国の合意を重視するものとする。**

4 理事会は、係争地の帰属について、法的結論を差しひかえなければならない、**法的判断をなすのは国際裁判所、この機構では地球愛友好裁判所であるという原則を維持する。**

第57条 (構成) 1 理事会は、10名の連帯理事、10名の国家代表、10名の国際法学者、計30名で構成される。**(暫定期間は15名で構成)**

2 所与の事件につき、理事会の承認があるばあいは、利害関係者は投票権なしで理事会において発言できるものとする。

第58条（任務） 理事会は、下記の主要任務を有する。

- a. 明確な合意のある国境と境界、そうでないものを調査する。
- b. 紛争当事者の主張、その証拠の全文または要約を整理する。
- c. 領土境界関係の**条約草案**を総会に提示する。

小生じしん、かつて日ロ平和条約草案を提示したし、今回わずかな修正を加えた第2次条約案は後述します(この頁)。条約の私案は、ひとりでもできる。まして多数の理事が集まるなら、文殊の知恵でしょう。

- d. 領土境界紛争解決のための**世界的な一般的制度**を探究する。
- e. 必用なら、所与の領土境界紛争について調停者になる。

日ロ平和条約の第2次金子私案

日本側が譲歩し、日ロ両国が、2島の引渡しだけで妥協するなら、それを筆者は歓迎します。長年の争いに終止符をうち、両国関係をかなり改善できるからです。しかし、それほどまで、日本側が譲歩できないこともあるかもしれません。ここに提示する金子私案は、そのような状況になっているときの妥協案で、それは下記のとおりです。（【 】内は筆者の寸評）。

日本国とロシア連邦との平和友好協力条約

日本国及びロシア連邦は、

世界平和を強化し、地球社会の重要な諸問題を解決し、隣国である両国の国民がさらに協力しあうためには、戦略的互惠の精神にもとづいて、両国間と両国民の友好協力関係をダイナミックに発展させつつ、同時に平和友好協力条約の当事者及び関係者の利益を公平に考慮することが、

きわめて重要であることを認識し、

1956年10月19日、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦が締結した共同宣言は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮し、^{はばまい}歯舞群島及び^{しこたん}色丹島が両国間の平和条約締結後に現実に引き渡されるものとするとして規定していたことを想起し、

まず上記の日ソ共同宣言にしたがい、ロシア連邦が日本国に歯舞群島及び色丹島を引き渡し、そして両国と両国民の宿願である日ロ平和条約を締結することが、たんに両国の民族だけでなく、世界各国も歓迎するであろうことを確信しつつ、

ここに至って、日ロ両国のため、この「日本国とロシア連邦との平和友好協力条約」を締結することを決意し、このため次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。【次行に委員名が列記される】

これら全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認め、20??年??月??日に、次のとおり協定した。

第1章 領土問題の段階的解決

第1条 1956年10月の日ソ共同宣言にもとづき、ロシア連邦は、まず第1に、色丹島及び歯舞群島を日本に5年内に現実に引き渡すものとする。両国は、アイヌ民族の先住権を両国の国内法で考慮しなければならない。

第2条 ^{くなしり}国後島及び^{えとろふ}択捉島の帰属問題の解決段階では、諸問題を早期に解決すべく双方は誠実に交渉しなければならない。

第3条 帰属問題が2030年まで解決しない場合は、交渉と国際調停の併用を義務的とし、それであっても2045年末まで未解決のままであるときは、翌2046年に国際司法裁判所又は他の平和的解決機関に付託して、その判断に従うことを約束する。ただし、これらの期日をまたずに交渉と国際調停を併用し、または裁判に付託することは妨げられない。

【この調停委員会は、国連総会のもとにおき、日本、ロシアとアイヌ民族は、まずサンフランシスコ対日講和条約の連合国のなかから、委員会成員1名をそれぞれ指名する；委員会には、この条約の連合国側の代表者(できれば、米国)も調停委員になる；これらの4名が、第5の成員である委員長を選出する。これは、日ロ間の領土問題の関係国が委員になっていることもあって、より公正な解決方法になるでしょう。同委員会が調停に成功しないばあい、国際司法裁判所の勧告的意見を求める方法もあります。(国連憲章の第96条)】

第4条 日ロ両国が、問題を国際司法裁判所または他の国際裁判に付託する場合、その裁判所は国際法を適用しつつも、国際司法裁判所規程の第38条で定められている「衡平と善」に基づいて裁判するよう要請する。



子供：^{こうへい と ぜん}「**衡平と善**」(aequo et bona)というのは なに？

親：シェークスピアの喜劇「ベニスの商人」に登場するシャイロックは、契約を^{きげき}厳格に適用して、相手から^{にくきれ}体の肉切れをとる権利を主張するが、かれに^{しんじ}判事は慈悲の心、いわば一種の「公平と善」のようなもの考慮するよう申しでるね。シャイロックは同意しない。そこで判事のポーシャがいわく、「肉は切り取ってもよいが、契約書にない^{てき}血を1滴でも流せば、契約違反として全財産を没収する」。ともあれ、法が^{げんかく}厳格すぎるのなら、合理的でなくなることもあるので、「衡平と善」も考慮し裁判するのが、より良いと みえるときもあるね。

第2章 国籍、財産、離島及び免税等

第5条 日本領となる島に残留するロシア人は、ロシア人の国籍を保持することができ、また日本国籍の取得を望むならば、それを日本法により取得でき、またロシアに帰還することを希望すれば帰れるものとする。

【この面でロシア人の意志を尊重しないと、法的問題が生ずるでしょう。】

第6条 ロシア国籍を保持し続ける残留者は、日本の管轄権に服し、職業、財産権、宗教等に関し、日本国民と同じように扱われる。

第7条 1 ロシア連邦は、別表に掲げられている公共営造物と公共財産を除き、日本の主権下におかれるべき諸島にある公共営造物と公共財産を完全な主権とともに日本に譲与する。

2 ロシア人は、その不動産を売却して、本国に退去する自由を有する。

第8条 日本領となる島に入港するロシア船及び航空機のため、10年間にわたり港税と関税が免除される。またロシア国籍を保持する残留ロシア住民は、一定の範囲と制限のもとで免税されるものとする。

【これは千島樺太交換条約第6款とにており、当時は日本人が恩恵をうけた。】

第3章 非核平和地帯化

第9条 1 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島は非武装地帯とする。

【このようにしないと、日本領となる島に自衛隊、または米軍の核兵器などが配備される余地があり、それは条約締結の負の要因となるでしょう。】

2 日ロ両国は、間宮海峡、宗谷海峡及び津軽海峡の自由航海を妨害することのある軍事上の措置をとってはならない。

第4章 資源保護及び環境保全

第10条 日本国は、その主権のもとにおかれる島の沿岸での漁業権をロシア人に許与するために、ロシア人の既存の権利を考慮しつつ、ロシア連邦と協定を締結することを約束する。

【漁民は、漁場がなくなると生活ができないので、それを考慮しました。】

第11条 係争諸島の帰属いかにかわらず、これらの諸島だけでなく、

その周辺の^{しれとこ}知床半島及びウルップ島などでの経済行為、その他の活動は、厳正で適切な環境保全及び資源保護を大前提に行うことを約束する。

第5章 色丹島自治区

第12条 色丹島住民には、この条約に付属する議定書に従って、広範な自治権が付与される。

【わたしは、具体的に後述するように、ロシア人自治区の創設が最良の選択肢だとみています。】

日ロ双方が満足するよう



第6章 最終規定

第13条 この条約のいずれかの締約国が、交渉又は他の方法で解決されないこの条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるとき、紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、国際司法裁判所に付託する。

第14条 この日ロ平和友好協力条約は、批准されなければならない。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

第15条 2000年〇月〇日、〇〇において作成された日本語、ロシア語及び英語による本書3通は、ひとしく正文であるものとする。

子供^{さいばん}：裁判^{かんけい}というと、いっそう関係^{あつか}が悪化しないの？

親^{りょうどもんだい}：ところが、これで領土問題^{かいけつ}は解決されることになるから、だいたい日ロ両国民は万歳^{ばんざい}、乾杯^{かんぱい}だとおもうね。



道内の自治体、議員が交渉と裁判の併用に圧倒的に肯定的なアンケート調査もあるわよ。[「大賛成」とこたえた道議は、石黒武美、伊藤^{いとうじょういち}条一、三井^{みかみ}あきこ、「一考する余地ある」と回答した札幌市の議員は、三上^{みかみ}洋佑、こじまゆみ、北村^{こういちろう}浩一郎、阿部^{あべ}ひであき、村山秀哉、飯島弘之、佐々木みつこ、近藤和雄、長内直也のほか、匿名1名。】

ロシア人島民はどうなるか？

強制的にロシア人を離島させたり、ロシア国籍を剥奪^{はくだつ}したり、日本語使用を強要したり、その他かなりロシア人に不利になる日本の諸制度の適用をもとめると、ロシア政府は、そのような平和条約は締結しないでしょう。

結局、とくに立法、司法、行政の分野で、なにか特別なことを考案しなければならない。そこで、まったく愚生の頭で、日ロ平和条約の下記のような付属議定書（私案）を起草しましたが、皆さんは、どうお考えでしょうか。

色丹島^{しこたんとう}のロシア人自治区に関する議定書

第1章 総則

第1条（広範な自治の尊重） 1 日ロ平和友好協力条約及び本議定書により、色丹島住民には広範な自治権が付与される。

2 歯舞群島^{はぼまい}の統治形態は、日本国法が決定することができる。

【この群島は、色丹島とちがい**無人島**なので、このように提示しました。】

第2条（先住権） 歯舞群島及び色丹島において、できるだけ国際慣行に従い、アイヌ民族に先住権が付与されなければならない。

第3条（基本的人権の尊重） 自治区では、国際連合で採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、並びにこれらの選択議定書を適用する。

第4条（新たな制度） 日本国は、色丹島において、できるだけ従来のそこの諸制度を尊重しつつも、この議定書及びその直後の又は漸進^{ぜんしん}的な措置にも

とづき、新たな諸制度を創設することができる。

第2章 自治区議会

第5条（構成及び任務） 議会の構成及び任務は、別段の定めがない限り、必要な変更を加え、原則として従来のを準用する。

第6条（選挙権及び被選挙権） 1 色丹議会に関する限り、日本の国籍を取得したロシア人のみならず、ロシア国籍を有するロシア島民も10年間、同議会の選挙権を享有できる。【国際法上これは問題がないです。】

2 色丹議会に関する限り、日本国籍を取得しなかったロシア人は被選挙権を有さないものとする。【いままで被選挙権をもっていたロシア人で、日本国籍をもちたくない者は、被選挙権がなくなるので、不満でしょうね。なにか妙案は？】

第3章 行政

第7条（自治区長） 色丹自治区長は、日本国籍を有している者のなかから、住民の直接選挙で選出されるものとする。【日本国籍のロシア人も当選可能。】

第8条（構成及び任務） 色丹自治区の行政機関の構成及び任務は、別段の定めがない限り、必要な変更を加えて、原則として従来のを準用する。ただし、日本政府の要請により、自治区は政府指名又は派遣の警察官及び他の公務員の常駐を認めるものとする。



色丹島の積丹 (Wikipedia)

第4章 司法

第9条（自治区裁判所） 1 色丹島所在の自治区簡易裁判所は、釧路地方裁

判所の一機関とし、軽微な事件について、管轄権を有する。

2 その他の事件については、釧路地方裁判所が、第1審として管轄権を有する。ただし、同裁判所は、自治区簡易裁判所と協力し、2者の混成裁判所を設置できるものとする。【混成であれば、双方の状況の理解が早くなる。】

第10条（第2審及び第3審） 前条第2項が定める事件の第2審は、札幌高等裁判所、第3審は在東京の最高裁判所とする。

第5章 非核平和地帯



第11条（非核平和地帯） 1 日本国及びロシア連邦は、非核地帯として宣言された歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島にたいし、いかなる武力攻撃をもしないよう世界の全国家と国民に要請する。

2 ロシア国籍の島民は、いかなる兵役からも免除される。

【日本国の管轄下にあるロシア国籍のロシア人が、**兵役免除**になることは、さして問題点とはならないでしょう。われわれ日本人が外国に住んでいて、その居住地の国から兵役義務を強要されたら大変ですからね。】

3 日本国は、自治区の島民を自衛隊員として採用してならない。

【さてこれは、どのように皆さんは考えますか。私の予想では、日本人は意見が2分、ロシア人は賛成。スパイ容疑などは事前に回避すべきですね。】

第12条（真の非武装の平和） 係争島から平和な島に一変した自治区では、世界に類例のない真の非武装平和の模範とならなければならない。

【一変して、紛争地域が**非武装地帯**、**中立的地帯**になる例は、世界中たくさんあります。これを日ロ間で実現できるなら、すばらしいですね。そのような良い方向にすすんでいきましょう。あちらこちらで、諸国が紛争をおこしていることをみるにつけ、**非核非武装地帯**は、もっと増加

拡大する必要があるようにおもえます。】

第6章 経済及び社会制度

第13条（経済制度）1 ロシア人自治区において、ロシア通貨は、別段の定めがない限り、従来のおり通用するものとする。

【このようにしても、不都合はないようにおもわれますが、これは専門家のご意見をききたいとおもいます。もちろん、円が基軸通貨としてですが。】

2 公的機関の予算及び決算は、円建てでも作成される。

3 同種の租税項目につき、二重国籍を有するロシア島民への二重課税は認められず、そのさいは日本国の課税権が優先する。

第14条（往来） 日本国籍を有するいかなる日本人も、ロシア人自治区を自由に往来することができ、ロシア国籍を有する色丹島のいかなる住民も、日本国で自由に往来することができる。

【これは、いままで日本人がみたことも、きいたこともないような光景が、あちこちに出現する。交流、とくに経済活動が活発になるでしょうね。】

第7章 教育及び文化制度

第15条（教育制度）1 自治区は、日本の教育制度を考慮し、この自治区に最適な教育制度を導入することができる。

2 日ロ混成の自治区教育委員会の構成と任務は、この議定書第8章が定める自治区再検討会議が決定することができる。



【教育制度は、読者の皆さん、どのようにしたらよいのでしょうか？

色丹島の学校（内閣府のHP）

託児所、幼稚園、小学校、中学校、高校など？ たとえ日本の学生たちが日本語で教員試験に合格しても、島の現場で、教育できるであろうか?? 】

第16条（文化） 自治区において、ロシア人の文化、宗教及び思想の自由、言語、習慣並びに生活様式は、尊重されなければならない。

第17条（公用語） 自治区の公用語は、ロシア語及び日本語とする。

【この条項は、理にかなっていますので、日ロの政府も両国民も、ほとんどこのような起草には賛成するとおもいますが、じっさい適用するとなれば、頭をなやます問題がすくなくないでしょうね。

この点では、多民族性に日常的になれてきたロシア人の意見をききたいですね。それは良いとか、望ましくないとか、いろいろ対話していきましょう。北東ア機構の会長として、その対話のチャンネルの設定に着手したいです。】

第8章 自治区再検討会議

第18条（任務及び構成） 1 この議定書及びその細則を再検討するため、5年ごとに日ロ同数の成員からなる自治区再検討会議を開催する。

2 この会議の下に、理事会及び各種委員会を設置できる。



♪♪ **ここで休憩、多民族の結婚** ♪♪

A: ロシアには、どれくらい民族がいるかね？

B: 182の民族がいるともいうわ。

A. 島の返還後、新たな民族とみられるロシア島民が、日本国籍をとったり、またとらなくとも、そこに多数ロシア人がすんでいると、日本にはあらたに一民族が増加したということになるだろうね。

B. ロシアでは、民族間の交流は日常的よ。あたりまえの共存。日本人との交際や結婚も急増するとおもうわ。ロシア女性は美人だから。

A. その婚姻からの子供たちが新民族とすれば、**一挙に2民族の増加か？**

第15章 経済社会理事会

国際連合に経済社会理事会があるように、機構にもその名称の理事会をおきましたが、両者は、構成でも任務の面でも、かなり異なっています。

第59条（構成） 経済社会理事会は、6か国の国家代表、8名の連帯理事、6か国の企業側代表、3か国の労働側代表、3か国の福祉団体の代表者、計26名で構成される。

第60条（主要任務） 1 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 機構の年間および可能であれば5か年間の経済社会的計画を立案し、それを予算案と共に総会に提示する。
- b. 健康、経済格差、福祉などの問題の解決を探究する。
- c. 経済的社会的発展に資する国際大会の組織を奨励する。

2 理事会は、その任務内で条約案を作成し、他方、民間人と協定を締結することができる。

私的利益でなく、公益を重視するので、理事会の役割は多大ですね

第16章 金融産業理事会

この理事会の成功が、われらが地球愛友好機構の発展を大きく左右する

第61条（構成） 1 金融産業理事会は、8か国の国家代表、6名の連帯理事、8か国の金融機関、8の産業分野（地球愛友好企業協会の代表1名をふくんで）の代表者10名、計30名で構成する。暫定期間は、計15名で可。

2 理事会は、そのもとに地球愛友好企業協会を組織し、これには「地球愛」を冠する企業のみならず、機構会員である他の企業も入会できる。

第62条 (任務) 1 理事会の主要任務は、おもに私法分野にあり、以下のとおりである。

他方、前章の経済社会理事会は、おもに公法分野で活動を提示しています。

- a. 共同体の福祉と経済的発展のために奉仕する金融と産業を奨励する。
- b. 金融と産業の活動を支援する地球愛銀行の設立に努力する。

とくに暫定期間では、ささやかな小銀行から船出してもよいのです。

- c. 理事会が経営する、または経営に参加する企業の形態を研究する。
 - d. 機構のロゴを各種商品に利用することを企業に認可する。
- 2 機構の会員企業は、財政の許す範囲で、機構を支援するものとする。
- 3 機構が推薦する地球愛社は、下記のように営業することができる。

- a. 定義：ここで地球愛社とは、企業名（商号）のなかに、「地球愛」または「Earth-Loving」という言葉を使用し、同時に職種、地名、氏名など他の語句をつけくわえた営業主体をいう。

私のばあい、ふつう「地球愛社」といって、それで領収書などをうけとっていますが、じっさいは「地球愛友好共同体株式会社」との長い名前です。別例では、「地球愛メロン〇〇農協」のように、職種や地名などをいれて、かなり特化したものでもよいですね。いまの会社法は、まったく同名の称号でも、設立地域がことなると、それを認めているとの法務局の説明です。

- b. 機構のいかなる会員も、理事会の認可をえ、世界のいたるところで前条のような地球愛社またはその支社を設立できる。

当然、これらの地球愛社は、フランチャイズの営業形態も考えてよいでしょう。

- c. 各地球愛社は、利潤の0.3%を機構に、0.4%を福祉施設に寄付するものとする。

これは、ささやかでも、機構にとっては大きなはげみとなります。

第17章 人権擁護理事会

第63条 (構成) 人権擁護理事会は、6か国の国家代表、6名の連帯理事、4名の弁護士、6名の国際法学者、計22名からなる。**暫定期間は計11名。**

第64条 (原則と任務) 1 理事会は、下記の原則に立脚しなければならない。

- a. 国連憲章の人権関係の原則を尊重して、この機構に適切な制度を利用する。
- b. **共同体内の特殊性及その歴史的、文化的、および宗教的背景を考慮する。**



歴史、文化、宗教の考慮

これは、国連人権理事会に関する総会決議を勧案しています。

- c. 国内法上の人権問題をのぞいて、国際法上の人権事項をあつかう。ある国家とその国民間の人権問題は、この機構はとりあつかわない。

国家とその個人の人権問題は、きわめて深刻で、意見が2分するばあいもあり、会員間の友好を最重要視するこの機構は、国内問題不干渉の立場をとろうと提示しています。

- d. ただし、国家と機構とのあいだに合意があるなら、その国内法上の人権事項をあつかうことができるものとする。

国内秩序が異常であるような国家では、機構の人権擁護理事会が必用とされるかもしれません。これは、そのための条項です。

2 理事会は、下記の主要任務を有する。

- a. 人権教育、助言サービス、技術的援助の提供を促進する。
- b. 国際法上の人権問題について、**対話のためのフォーラム**となる。
- c. 共同体にかかわる国際法上の人権の促進と保護にかんして提案する。
- d. 国際法上の人権侵害の防止に貢献し、この種の緊急事態のさいに、公表が適切であると理事会が決定したときは、できるだけ早く自己の提案を公表する。
- e. この共同体にかかわる**国際人権不服審査制度**を研究する。

第18条 雇用労働理事会

第65条（構成） 理事会は、6か国の国家代表、7名の連帯理事、6名の使用者側代表、6名の労働者側代表、計25名からなる。*暫定期間は計13名。*

第66条（任務） 理事会の主要任務は、主に機構会員間の国際的雇用労働にかんするものであり、それらは以下のとおりである。

- a. より人道的な労働条件が採用される方策を関係国と関係者に提案する。
- b. 外国人労働者の受入は、できるだけ相互的な基礎な基礎でおこなう方法を検討する。
- c. 会員に関する国際的求人情報を公開し、他方この機構の会員企業が、とくに青年の雇用について、特段の配慮をする方策を検討する。
- d. 自然災害、戦争、内乱、秩序崩壊^{ほうかい}、領土移転による失業者の国際的救済に寄与する。

第19章 福祉医療理事会

第67条（構成） 理事会は、10か国の国家代表、4名の連帯理事、10名の医師、10名の福祉関係者、計34名で構成される。*暫定期間は17名。*

第68条（任務） 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 福祉と医療にかんする関係国と関係者の基本的な状況を調査する。
- b. 人道的な福祉医療条件が普及する方策を関係者に提案する。
- c. 国際研修、ボランティア活動、他の国際協力のため、福祉医療関係者と連携する。

第69条（自治体の準備） 緊急事態が生じたばあいの国際支援について、加盟自治体、加盟病院、その他の関係会員は、国際支援を事前に研究しておかなければならない。

第20章 人道支援理事会

第70条（構成） 1 理事会は、平時には10名の国家代表、10名の連帯理事、5名の病院関係者、4名の民間人、計29名からなる。

2 **緊急事態**のさいは、事前に選出されている5名の国家代表、2名の連帯理事、2名の民間人の計9名の過半数で決定できるものとする。

第71条（任務） 理事会は、下記の主要任務を有する。

- a. 自然災害、戦争、内乱、秩序崩壊、領土移転により**異常な生活をしている人びとを支援し、その支援の調整者**（コーディネイター）を養成する方策を提案する。
- b. ありうる大惨事につき、シミュレーションを想定し、専門家のコメントを加え、関係地域における**大災害時の予防的措置を公開**しておく。

第72条（加盟国） 民間人または自治体の故意または過失により、大惨事が発生し、他国に大損害をあたえたさいに、**それらが補償できない部分は、その加害者の国家が代位責任を負う**ものとする。

第21章 通信運輸理事会

第73条（構成） 理事会は、6名の国家代表、6名の連帯理事、6名の陸運関係者、6名の海運関係者、5名の空運関係者、計29名で構成される。

第74条（主要任務） 理事会は、以下の主要任務を履行する。

- a. 会員の通信運輸活動を支援し、**会員内外の国際的運輸の調和的發展**をはかる。
- b. インターネットを駆使して、会員間の通信運輸の現状を公開する。
- c. 通信運輸を円滑に発展させるための**協定案を作成**し、総会に提出する。

22章 資源環境理事会

第75条 (構成) 理事会は、6名の国家代表、6名の連帯理事、6名の企業側代表、6名の民間人、5名の被害者代表、計29名で構成される。

第76条 (任務) 理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 環境資源の関連条約、その現状、とくに温暖化問題を研究する。
- b. 総会に提示すべき議題を決定し、そのための具体案を作成する。
- c. 環境と資源保護団体間の国際的、国内的、および地域的協力を促進する。
- d. 会員共通の環境基準を設定し、それを満たす会員の商品名を公示する。

第77条 (地球温暖化問題) 会員は、自分が住む地域の温暖化問題について、報告する機会をもつことができ、理事会は、そのような実質的な諸問題に相当な注意をはらわなければならない。

第23章 エネルギー理事会

第78条 (構成) 理事会は、7名の国家代表、10名の連帯理事、6名のエネルギー生産側、6名の民間人、総計29名で構成される。

第79条 (主要任務) 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 化石資源 (石炭、石油、天然ガスなど) の適正な使用を検討し、総会に提議する。
- b. 再生可能エネルギー (風力、水力、地熱、太陽エネルギー、海洋エネルギー、バイオマスなど) 分野で、会員間の協力関係を推進し、総会に提議する。
地球温暖化の防止のため、再生可能エネルギーの開発を重視すべきは明らかで、わが機構はこの問題解決に可能なかぎり寄与していきましょう。
- c. エネルギー開発に資する国際大会の組織を立案する。
- d. エネルギーの陸上と海底輸送にかんする情報を収集し、研究する。

第24章 教育科学文化理事会

この理事会は、もっとも一般人に身近なもののひとつです

第80条（構成） 1 この理事会は、15か国の国家代表、5名の連帯理事、5名の教育分野の代表者、5名の科学分野の代表者、5名の文化的分野の代表者、5名の法学関係の代表者、5名のボランティア団体の代表者、計45名で構成され、そこにいくつかの科を設ける。

2 理事会は、**教育科**、**科学科**、**文化科**、**法学科**、**生活科**を運営する任務を有する。

第81条（各科の主要任務） 1 **教育科**は、学校教育と生涯学習において、会員間の相互理解を促進し、生徒と学生の留学を奨励し、専門家養成のため幼少時からの国際的な一貫教育を策定する。

2 **科学科**は、機構が科学のどの分野をあつかうかを決定して、その分野の研究を奨励し、そのなかで実用化できるものの開発を提案し、その関係者間の交流を促進する。

3 **文化科**は、機構発展のために、何が文学、演劇、映画、音楽、絵画などの分野のなかで効果的なものかを検討し、その計画を提案する。

4. **法学科**は、国際法、平和学、国際政治学、国際行政学などの研究を奨励し、機構のための専門家を養成する計画を策定し、それを促進する。

5 **生活科**は、消費者保護、生活の質の向上、ボランティア活動などを促進し、友好クラブ、茶話会、親睦会などの**大衆的場**の設定を促進する。

2016年9月30日、札幌市に住む外国人や友人たちが、親睦と民泊学習を目的に、私の平和福祉友好館で、洋風の茶会をひらきました。外国人は、開館に宿泊していた米・仏・独・露・ペルー人らで、宿泊客のジャリッドさんが、専門の料理人でしたので、とても皆さん、楽しかったですね。

第25章 報道情報理事会

グローバル化した地球社会で、全人类的な観点から公正とはみえない論調はまれでない。理事会は公正な情報発信と友好促進に寄与していただきたい。

第82条（構成） 理事会は、7名の連常理事、7名の報道機関の代表、7名の情報学者、4名のフリージャーナリスト、計25名からなる。



第83条（主要任務） 1 理事会は、下記の主要任務を有する。

- a. 機構内外の客観的、中立的かつ公正な報道の確立と諸民族間の友好関係の強化に寄与する。

- b. そのため、機構単一の公正な報道機構の設立を立案し、その運営に参与する。
- c. 理事会の刊行物を発行し、それを電子化し、そのサイトを作成する。

2 報道関係の会員は、その可能な範囲内で、前項が定めている公正な報道機構の設立、その運営と管理を支援する。

「地球愛仲間」(Earth-Loving Associate)というメール マガジン (MM) は、私が2018年12月9日から発行しはじめたもので、最新の37号は2020年3月14日です。このMMが、地球愛友好機構の機関紙的な役割を演ずるかは、地球愛仲間を機構がどのように位置づけるかによるであろうが、いずれにせよ、このMMは、Respecting national and all human interests との標語をかかげ、そのシンボルマークとして、上掲のようなものを使用しています。このMMは、地球愛友好機構について、かなり詳細に報知していますので、<http://mopw.org/>の英語版「Welcom」のELA Mail Magazine から各号を検索してみてください。

第26章 観光宿泊理事会

第84条（構成） 観光宿泊理事会は、5か国の国家代表、連帯理事5名、10名の宿泊施設代表者、5名の観光協会代表者、4名の観光交通の代表者、3名の飲食業者の代表、観光学専門家2名、計34名で構成される。

（暫定期間は15名）

おもに民泊をとおして、筆者は「地球愛仲間」を組織し、400名にたったが、仲間の一内容は「地球友好観光大使」であり、「大使」は理事会でも役割を演ずるでしょう。



ローレンス L.

これら地球愛仲間は、現在30か国余に散在しており、オーストラリアの代表はローレンスさん(右の写真)で、徐々に各国代表が決ってきました。

第85条（任務） 1 理事会は、観光が諸民族間の友好、ひいては平和に寄与できることを考慮しつつ、下記の主要任務を履行する。

- a. 国際観光が、住民に有益で、国際的相互理解に役立つ方策を検討する。
- b. 「地球愛友好観光大使」または「地球愛平和友好使節」などを創設し、観光が友好と真の恒久平和を促進する道を探究する。
- c. レストランが、国際的な相互理解にさらに役立つような方法を検討し、できるだけ共通な国際基準の地球愛メニューをも研究する。
- d. 理事会が経営する、または経営に参加できる観光宿泊の形態、とくに地球愛オアシス構想、ならびに自治体またはその他の団体が創設する地球愛共和国、地球愛村などを探究する。

この構想も、民泊業の開始を契機にうまれたもので、当初は宿泊業を中心に、それに文化とスポーツ分野が副次的にかかわるよう提示し、北海道の自治体などに、関連文書を送りました。

この構想は、PPP (Public, Private Partnership, 公民連携) で推進できるなら素晴らしいですね。「地球愛オアシス仲間」は、この構想を推進せんと

する国際的な団体で、筆者がその代表になっています。

地球愛ホームステイ仲間

仲間はホスト会員とゲスト会員からなり、ホスト会員は、ゲスト会員から割引とサービス提供の申込みがあれば、好意的に話し合います。

これは、民泊で私の平和福祉友好館に滞在したお客を中心に発展してきたもので、宿泊施設を保有しているホスト会員は27名ほどです。民泊を利用するばあい、皆さんは仲介会社に手数料をはらいますが、この仲間になると、仲介料がないので、便利な制度ですね。皆さんを歓迎するホスト会員は：



Chilly Tseng, tseng.chilly@gmail.com 1) 1部屋、洗濯機、2人用の浴室、2) 浴室つき2部屋。Airbnb の Listing で公開。台湾。これならすぐ旅行計画が可能!! ほかに何人か紹介します：

Rikio Kaneko 地球愛ホームステイ仲間の代表。札幌市の西岡に5室、澄川にも5室、kaneko-ri@jcom.home.ne.jp Airbnb の Listing



James Chen jmschen31@gmail.com, 3部屋, Lane 168, 台湾。

Wepy Siau wepy888@gmail.com, Airbnb に Listing 保有。インドネシア。



Ryouun Ko 上海出身で、まだ Airbnb の会員ではありません。 273503228@qq.com お貸しできるのは3部屋、中国

そのほか、下記のメール保有者も、皆さんを温かく迎えるでしょう。

Minsu Seo dd1930@naver.com(韓); **Sau Chun** priscillawonglau@yahoo.com.hk (香港); **karen_key** karen_key@hotmail.com (メキシコ); <https://www.airbnb.jp/users/show/14618743> (米); **michaellemon56** michaellemon56@hotmail.com (豪); 273503228@qq.com (上海); dd1930@naver.com (韓); priscillawonglau@yahoo.com.hk (香港); **khark73** khark73@hanmail.net (韓); **currawongee** currawongee@gmail.com (豪); m13610@naver.com (韓); **monchamai** monchamai@yahoo.co.th (タイ); **chocheongchang** chocheongchang@yahoo.com (マレーシア); **ancis** ancis@myself.com (インドネシア); **C.mayuishi** C.mayuishi71@gmail.com (仏); **yiwenchen** yiwenchen71@gmail.com (中); **luoxingbo** luoxingbo49@gmail.com (中); **aftalidro** aftalidro@gmail.com (上海); **kikihardianty** kikihardianty@live.com (インドネシア);

kosgrace@gmail.com(米);1104685546@qq.com(中);kathrynsocias@gmail.com(比);mame.3.emam@gmail.com(日)

地球愛友好観光大使

地球愛友好観光大使は、英語では ELAAT (Earth-Loving Ambassador for Amity and Tourism)で、ELAAT は地球愛心をもつ大衆的なものです。それかといって、愛国心を否定するものではありません。

現在は、私が地球愛社の社長、平和福祉友好館の館長として、ELAAT を任命していますが、将来はいくつかの国際的団体、とくに地球愛友好機構が任命を主導する形式がよいでしょう。いま 400 名余の友好観光大使います。

おもうに、現在のような世界情勢を考慮するなら、この種の制度はとても良く、また重要かつ興味深いです。地球愛友好観光大使が寄与できる事項は、おもに4つ予定されています。すなわち、

- 1.国際観光とホームステイの促進
- 2.その目的で平和福祉友好館の開設
- 3.より包括的な地球愛オアシス樹立
- 4.より良い地球社会の実現探究

ELAAT の役割といっても、それは任意的なもので、上記4つの要点は法的な義務ではありませんので、たとえば、友好と観光の促進のため、自分のアイデアが良いならば、それを遂行してもよく、なにかの計画がおもしろければ、それに参加してよいです。

他方、権利については、ELAAT は地球愛社、地球愛オアシス、平和福祉友好館に割引と良いサービスをうけて宿泊できます。ELAAT は、地球愛社の社員ではありませんが、その仲間として優遇します。また ELAAT の皆様が、旅客や資本などを派遣者側に誘致できると、一定の報酬をうけることもできます。

将来は国別または都市別の ELAAT 団が結成される可能性があり、そのさ

いは各国でおもしろく有意義な現象があらわれることを期待しています。

第27章 スポーツ・ゲーム理事会

スポーツとゲームの国際的な大衆化で友好促進

第86条 (構成) 理事会は、5か国の国家代表、6名の連帯理事、20名の各種スポーツ関係者、6名のゲーム部門の代表者、計37名で構成される。



第87条 (任務) 1 理事会は、下記の主要任務を履行する。

- a. 会員のレベルに相応する**スポーツ大会**を支援し、老若男女だれでもできる簡易な運動またはスポーツを地球愛種目として奨励する。

私がパークゴルフを少し変化させ、地球愛ゴラグ名称のスポーツを考案し、それを最初に遊んだのは、2019年9月13日、札幌市の西岡中央公園であった。「ゴラグ」(golug)は、パークゴルフとラグビーの組み合わせの意味をもたせようと思ったのであるが、足でボールを飛ばす面でラグビーと似ていても、ラグビーの激しさは、地球愛ゴラグには全然ないです。勝敗は、少ない打数でホールに玉をいれたほうが勝つ。このルールは、簡単です。

- ① まずプレーヤーが事前に知っておくべきは、地球愛の本質系に関するであろう和、敬、愛、善、美の語順です。
- ② さらに、願望系の幸福、健康、成功、平安、安全の語順も覚えておく。
- ③ 各コースごとに勝敗が決り、それを全コースの合算で決定しない。
- ④ さて、プレー開始。各コースの最初の2打は、パークゴルフと同じで、できるだけホール近くでボールが停止するよう打つ。第2打でホールに入れることに万が一成功すれば、それで勝ち。そのようなことは、まずありえないから、次段階からパークゴルフ特有のルールを用いる。

⑤ボールをクラブでなく、足で飛ばす。そのさいボールと足は密着させ、そして押し飛ばす。クラブのように足で蹴飛ばす、のでない。痛いから。

⑥和、敬、愛、善、美の準で、第1打は和、第2は敬、第3は愛、第4は善、第5は美と称し、打つ直前にその語を言ってから、ボールを押し飛ばす。

⑦それでも、最後の「美」打でホールにいれることに成功しないならば、今度は願望系の幸福、健康、成功、平安、安全の準で押し打つ。

⑧だいたい以上で決着するでしょうが、もしそうでないなら、⑥と⑦を繰り返す。このようにすれば、心身ともに良い効果が現れるでしょう。

- b. 人びとが、**ゲームを通して交歓**できる場を推進し、囲碁、チェス、および他の簡略な5-5ゲーム等を地球愛種目として奨励する。

5-5ゲームは、私が数年前に考案したもので、5目並べと碁の組み合わせ。これは、ふつう個人戦、一方が白石、他方が黒石を使う。男女間の対局では、女性が最初の2回戦までは白石をもち、その後の2回戦は男性がもつ。最後の5回戦と同姓間の対局は、ジャンケンで白石使用者を決める。

① 碁盤の5路盤を使用

② 5並べに成功すると勝ち。曲線に5つの石を並べても勝ちではない。

③ または相手の石をかこみ、石を5以上とると、それでも勝ち。これは、囲碁のルールを準用しますから、囲碁の基本戦術も少しは習得できますね。

④ 一手5秒内にう打つ。それを待っている相手側は、秒数を3秒目から「3、4、5」と言って、対局者が石を打つのをうながす。

⑤ 全部で5回戦。第1回戦から3回連続して勝つなら、それで勝利決定。

- c. 新種の簡易なスポーツとゲームの指導者を育成する。

2 理事会傘下のスポーツとゲームは、国威発揚でなく親善を旨とし、団体または個人の努力を表彰する。国歌の演奏は行わないものとする。

28章 青少年理事会

第88条 (構成) この理事会は、5か国の国家代表、10名の連帯理事、10名の教育関係者、10名の青少年施設の関係者、学生の20名、計55名で構成される。

北東アジア機構にも、同名の理事会があり、理事長は齊藤^{はやて} 颯君ですが、かれは地球愛機構の青少年理事会のメンバーになる用意もあります。なんと
いっても、とくに地球愛仲間が機構の^{ようらんき} 揺籃期に大きな役割を演ずるでしょう。

第89条 (任務) 理事会は、下記の主要任務を履行する。

- a. 青少年の地球的な進路を探究し、そのための世界大会を推進する。
- b. 青少年部の機構的な改善と国別支部の組織化を推進する。
- c. とりわけ、ホームステイ、観光、インターネットなどをおして、青少年の交流を促進する。
- d. 第51条で定められている地球愛友好祭に青少年が参加することを奨励する。

第5部 地球愛友好裁判所

第29章 地球愛友好裁判所

地球愛友好機構は、かなり包括的性格をおびており、3権分立の**司法にあたる機関、すなわち、地球愛友好裁判所**の設置も予定されています。

読者のなかには、このような国際裁判所などという機関の設立が国際法上できるものであろうかとの疑問をいただくかもしれませんね。それはできます。

パルマス島事件で**仲裁裁判官は、国際法学者 M.フーバー1名、ウォルフィッシュ湾地区境界事件でも F.ブリダ教授1名が判事**でした。**国家間の合意**で事件が、より公的な機構の裁判所に付託されると、より強い理由で国際裁判は可能なのです。



M.フーバー教授

第90条（全人類用裁判所） 1 地球愛友好裁判所（以下、裁判所）は、全人類のためのものであり、事件が機構の目的、原則および任務に関係する場合、裁判所規程にしたがい、機構だけでなく、機構外の住民その他の法的主体のためにも開放されることができる。

- 2 最高裁判所のほかに、各国に国別裁判所が設置されることができる。
- 3 裁判所は、**裁判所規程**にしたがって、その任務をおこなう。
- 4 憲章締約国、自治体および機構の主要機関は、裁判所規程の当事者となる。国家は、機構への加入のさい留保を提起できるものとする。

第91条（他の裁判所への付託） 紛争当事者は、すでに存在したまたは将来締結する協定により、その紛争解決を他の裁判所に付託することができる。

第92条（勧告意見） 加盟国、加盟自治体、および機構の各主要機関は、国際的な性格を有する法律問題について、裁判所の判決または勧告意見を求めることができる。

6部 事務局

第30章 事務局

第93条（構成） 事務局は、一人の事務総長、**30名の連帯理事**、およびこの機構が必要とする職員で構成される。事務総長は、その資格でこの機構のすべての機関において行動し、かつ、これらの諸機関から委託される他の務を遂行する。

第94条（影響行使の禁止） 加盟国および他の会員は、事務総長と職員の責任のもっぱら**国際的な性質を尊重**すること、ならびにこれらの者が責任をはたすにあたって、これらの者を左右しようとしなことを約束する。

第7部 最終規定

第95条（国際協力） この機構は、諸民族間の友好と平和に寄与する目的で、加盟国、国際連合、国際組織、NGO およびNPO、とくにこの機構と類似の国際機構と協力関係を維持する。

第96条（憲章と国内法の調和） 加盟国のこの憲章にもとづく義務が、その国内法の義務に抵触するときは、機構は両者の義務の調和をはからなければならない。

第97条（法律上の能力） 1 この機構は、関係国との協定または国内法にもとづき、その任務の遂行と目的達成のため必要な法律上の能力を関係国の領域で享有する。

2 関係国の国情によって、国別総本部、地方別本部、地区別支部は、その国の団体または法人として登録されることが出来るものとする。

第98条（改正） 憲章の改正は、諸民族間の友好と平和に寄与する目的で、総会の成員の3分の2の多数で採択されたとき、すべての会員にたいして

効力を生ずる。

第99条（無期限延長） この憲章発効の10年後、憲章が無期限に効力を有するか、現行の拒否権、裁判管轄権、その他の制度を改正すべきかを決定するために、その**再検討会議**を開催する。その決定は、会員の3分の2以上の多数票による決議でおこなう。

第100条（所在地と正文） 1 25年ごとに総会が、この機構の本部または支部の所在地を決定する。

2 この機構においては、日本語および英語を正文とし、中国語、仏語、スペイン語、ロシア語、アラビア語を副文とする。

本憲章は、2000年〇月〇日、札幌市において作成し発効した。

この憲章は、札幌市豊平区西岡の平和福祉友好館の記録に寄託しておく。

この憲章の認証謄本は、〇〇〇が各国別総本部に送付する。

以上のような機構の賛同の証拠として、各国から下名の**100団体と200名の個人**（賛同準）のご芳名をここに銘記し、主要機関の役員の立候補者、および国別総本部の部長が本憲章に署名する。

この憲章のこのような署名も、独特な形式であり、地球愛友好機構が大衆的な性格を宿していることをしめしていますね。この第2版の読者のなかからも、ここに銘記される人士が出現されんことを!!

むすびに

筆者は、2016年2月7日に採択された北東アジア共同体平和機構

の第3回国際大会宣言に注目したいです。「過度な民族主義を抑制し、国際関係の安定化を」との第5項では、つぎのようにのべられています。

われら北東ア機構は、近年の民族主義の過激な発露、それと連動する諸国家の行動を懸念している。思うに、一般的にいえば、この21世紀において、人間、諸民族は、戦争、ましてや核戦争などを望んでいるのではない。できるかぎり人間、諸民族間の友好的な関係を良しとするであろう。他方において、民族の自立性、民族自決権は、国連憲章でも認められており、それが尊重されるべきは当然である。

平和を維持するためには、独善的な言動でなく、相手をも思いやり、相互に人格を認め合うことが必要である。他方、相手方、相手国と和解できないこともあろう。第3者的な判断（調停とか裁判）が必要なときもある。とくに北東アジアでは「力の支配」でなく、いまや「法の支配」が必要であることを訴えたい。

このような訴えは、たんに北東アジアだけでなく、地球社会についてもいえるでしょう。地球愛友好機構は、国家間、民族間、個人間の分断、対立を緩和化しながら、全人類の平和、福祉、友好、協力関係の促進に寄与せんとするものです。最後のむすびは、大好きな前掲の歌：

手をつなごう ボクとおいかけよう 夢を二人なら苦しくなんかないさ
あなたがいつか私たちに加わってほしい。そうなら世界は1つになるだろう
ある求めに心をとどめる時がくる 世界の人とびとが共に1つとなるべき時が

2020年3月17日